平成２２年（フ）第２３３号
札幌市手稲区前田８条18丁目14番24号
債務者　瀬尾　実弘
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９号
札幌市白石区平和通15丁目北７番13号　和幸マンション203号
債務者　島津　忠昭（旧姓重森）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番６―312号
債務者　山室　　公
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２号
札幌市手稲区西宮の沢６条２丁目３番７―201号
債務者　佐々木千鶴子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５号
北海道石狩市花川南３条４丁目67番地
債務者　北國　大平
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９号
札幌市白石区東札幌５条５丁目２番18―202号
債務者　石井　宏美（旧姓北野・濱田）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３号
北海道江別市錦町47番地の４　リバーフォレストⅡ202
債務者　松谷麻路美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９号
札幌市北区篠路２条４丁目６番５号　コーポ高橋205号
債務者　三橋　とよ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
山形県酒田市大宮町３丁目12番13号、前住所山形県酒田市栄町14番６号
債務者　五十嵐澄子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１１号
山形県東田川郡庄内町払田字増穂田68番地１エクセリートＭ１―Ｃ、前住所山形県酒田市大字上野曽根字上中割118番地
債務者　伊藤　清明
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２４号
福島県会津若松市居合町13番４号　市営住宅２棟24号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東926番地の１
債務者　阿部　愛子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
群馬県藤岡市中栗須134番地２
債務者　牛山　法祐
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６号
さいたま市中央区下落合４丁目１番16号　グリーンハイツ202号
債務者　松川　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
さいたま市中央区下落合４丁目１番16号　グリーンハイツ202号
債務者　松川　優子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
埼玉県戸田市美女木２丁目２番地の１エムアールハイツ301号室
債務者　関澤加代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
千葉県東金市北之幸谷245番地３　サニーコートⅡ202
債務者　尾花　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
千葉県山武市横田1067番地43
債務者　大場みどり（旧姓宇田）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係